

【西部市民センターホール】

施設所管課:市民局松永支所松永市民サービス課(084-930-0400)

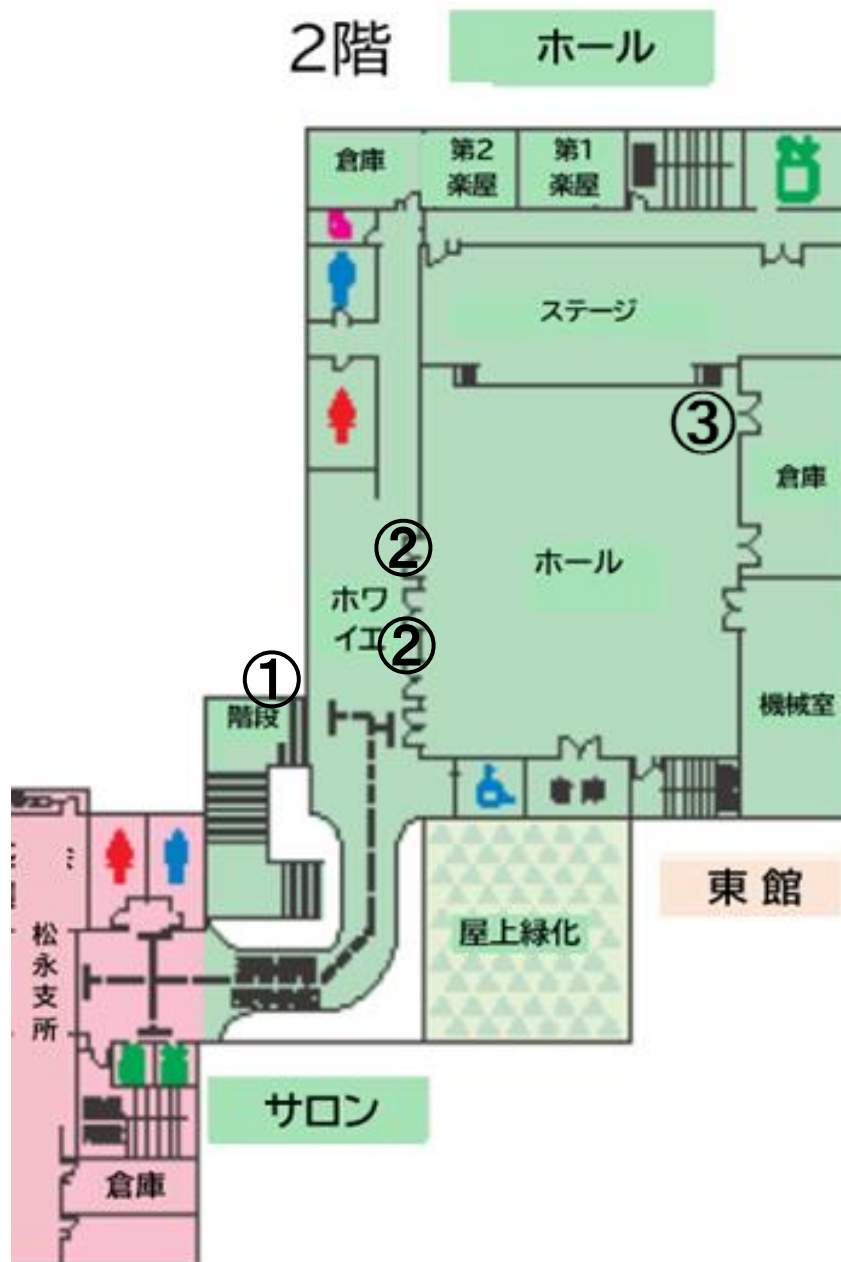
施設内観																																												
施設名称	西部市民センターホール																																											
所在地	福山市松永町三丁目1番29号																																											
施設の概要	・面 積 約526平方メートル ・定 員 数 500人 ・休 館 日 12月29日から翌年の1月3日までの日 毎月第 1 月曜日(休日にあたるときは、その翌日) ・開館時間 午前9時から午後22時まで ・備 考 舞台113平方メートル、舞台脇37平方メートル、 間口12m、奥行7m、高さ1m																																											
施設の特徴	・ホールの年間利用者数 2024年度(令和6年度)……15,478人(157件) 【利用状況】 <table><tr><td></td><td>主な内容</td><td>件数</td><td>人数</td></tr><tr><td>行 政</td><td>健康検診、研修会ほか</td><td>95件</td><td>8,634人</td></tr><tr><td>学 校</td><td>吹奏楽、発表会ほか</td><td>8件</td><td>430人</td></tr><tr><td>地 域</td><td>文化・音楽祭、美術展ほか</td><td>7件</td><td>1,181人</td></tr><tr><td>一 般</td><td>民謡、ピアノ発表会、カラオケ、 セミナー、講演会ほか</td><td>47件</td><td>5,233人</td></tr></table> <table><tr><td>2023年度(令和5年度)</td><td>2件 ※</td><td>196人</td></tr><tr><td>2022年度(令和4年度)</td><td>93件</td><td>13,184人</td></tr><tr><td>2021年度(令和3年度)</td><td>70件</td><td>14,713人</td></tr><tr><td>2020年度(令和2年度)</td><td>127件</td><td>7,350人</td></tr><tr><td>2019年度(令和元年度)</td><td>180件</td><td>22,314人</td></tr><tr><td>2018年度(平成30年度)</td><td>163件</td><td>21,297人</td></tr><tr><td>2017年度(平成29年度)</td><td>170件</td><td>21,035人</td></tr></table> ※ホール改修工事による				主な内容	件数	人数	行 政	健康検診、研修会ほか	95件	8,634人	学 校	吹奏楽、発表会ほか	8件	430人	地 域	文化・音楽祭、美術展ほか	7件	1,181人	一 般	民謡、ピアノ発表会、カラオケ、 セミナー、講演会ほか	47件	5,233人	2023年度(令和5年度)	2件 ※	196人	2022年度(令和4年度)	93件	13,184人	2021年度(令和3年度)	70件	14,713人	2020年度(令和2年度)	127件	7,350人	2019年度(令和元年度)	180件	22,314人	2018年度(平成30年度)	163件	21,297人	2017年度(平成29年度)	170件	21,035人
	主な内容	件数	人数																																									
行 政	健康検診、研修会ほか	95件	8,634人																																									
学 校	吹奏楽、発表会ほか	8件	430人																																									
地 域	文化・音楽祭、美術展ほか	7件	1,181人																																									
一 般	民謡、ピアノ発表会、カラオケ、 セミナー、講演会ほか	47件	5,233人																																									
2023年度(令和5年度)	2件 ※	196人																																										
2022年度(令和4年度)	93件	13,184人																																										
2021年度(令和3年度)	70件	14,713人																																										
2020年度(令和2年度)	127件	7,350人																																										
2019年度(令和元年度)	180件	22,314人																																										
2018年度(平成30年度)	163件	21,297人																																										
2017年度(平成29年度)	170件	21,035人																																										

ネーミングライツ 使用期間	ネーミングライツの使用期間は、原則、2026年(令和8年)から2031年(令和13年)3月31日までとします。 ※ ネーミングライツパートナーとなった場合は、契約満了時に優先的に再契約の交渉をすることができます。
ネーミングライツ 対価	市の希望価格は、1年につき100,000円以上(消費税及び地方消費税は含みません。)とし、応募者が提案した金額とします。 なお、対価を金銭とした場合のネーミングライツ料は、4月1日から翌年3月31日までの期間で年額を計算します。契約初年度の期間が1年に満たない場合は、年額を日割計算した額とします。なお、算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。 また、契約期間中に消費税等の税率が改訂された場合は、提案金額に改定後の税率を乗じた額を市に納付することになります。
呼称の条件	次に掲げる条件を満たす呼称を提案してください。なお、利用者の混乱を避けるため、ネーミングライツ使用期間における呼称の変更は、原則としてできません。 1 施設の呼称として、企業名、商品(ブランド)名等を付けることができます。 2 呼称は、対象施設にふさわしく、市民に親しみやすいものとします。 3 福山市広告掲載基準に違反しないものとします。 4 対象施設をイメージできる字句を使用してください。
呼称の表示	1 呼称の表示が可能な場所は、次のとおりです。 なお、掲出位置については、選定後別途協議することとします。 ・看板 ・施設内の案内板 2 呼称が表示される看板及び案内板の作成、設置及び維持管理並びに契約期間満了後の原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーの負担とします。 設置の看板等により第三者に損害が生じた場合や施設に付けた呼称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任は、ネーミングライツパートナーが負うものとします。 なお、看板及び施設内の案内板の規格、設置時期等は、施設所管課と協議を行った上、決定します。看板等の位置は、「呼称表示可能場所例」を確認してください。 3 市が作成するチラシ等の印刷物に係る費用は、市が負担します。 なお、市が作成するチラシ等の印刷物は、原則として呼称を使用しますが、正式名称と併記する場合があります。 また、市が既に作成した印刷物等の在庫については、表示の訂正をせずにそのまま使用する場合があります。 4 道路標識の設置は、行いません。

施設平面図等

対象となる範囲は次のとおりです。

※2階に記載の①、②及び③は、呼称表示可能場所例を示す。



呼称表示可能場所
例

